

○草津市議会政務活動費の交付に関する規則

平成13年3月30日

規則第14号

改正 平成15年5月1日規則第28号

改正 平成25年3月1日規則第6号

改正 平成26年4月1日規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、草津市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年草津市条例第1号。以下「条例」という。）の規定に基づき交付される政務活動費について必要な事項を定めるものとする。

(交付申請等)

第2条 政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者は、毎年度、市長に対し、議長を経由して政務活動費交付申請書（別記様式第1号）を提出しなければならない。また、申請した事項に異動が生じたときは、市長に対し、議長を経由して政務活動費交付変更申請書（別記様式第2号）を提出しなければならない。

2 会派を解散したときは、当該会派の代表者であった者は、市長に対し、議長を経由して会派解散届（別記様式第3号）を提出しなければならない。

(交付決定)

第3条 市長は、毎年度、前条の規定により申請のあった各会派について交付すべき年間分の政務活動費の額を決定し、当該会派の代表者に交付決定通知書（別記様式第4号）により通知するものとする。

(交付請求)

第4条 会派の代表者は、前条に規定する交付決定通知書を受けたときは、速やかに市長に対し政務活動費交付請求書（別記様式第5号）を提出するものとする。

(収支報告書の写しの送付)

第5条 議長は、条例第7条第1項の規定により提出された収支報告書の写しを市長に送付するものとする。

(会計帳簿等の整理保管)

第6条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、政務活動費の支出について会

計帳簿を整理するとともに、領収書等の証拠書類の写しを整理し、これらの書類を当該政務活動費に係る収支報告書の提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。

付 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

付 則（平成15年5月1日規則第28号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の草津市議会政務調査費の交付に関する規則別表の規定は、平成15年度以後の交付に係る政務調査費について適用する。

付 則（平成25年3月1日規則第6号）

- 1 この規則は、平成25年3月1日から施行する。
- 2 改正後の草津市市議会政務活動費の交付に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に交付される政務活動費について適用し、同日前に交付された政務調査費については、なお従前の例による。

付 則（平成26年4月1日規則第1号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の草津市市議会政務活動費の交付に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に交付される政務活動費について適用し、同日前に交付された政務活動費については、なお従前の例による。

別記様式第1号（第2条第1項関係）

年 月 日

草津市長

様

（草津市議会議長経由）

会派名

代表者名

印

政務活動費交付申請書

草津市議会政務活動費の交付に関する規則第2条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 会派の名称

2 会派結成年月日

3 代表者名

4 経理責任者名

5 所属議員数 人（ 年 月 日現在）

6 所属議員名

7 交付申請額(年度分) 円

様式第2号（第2条第1項関係）

年 月 日

草津市長

様

（草津市議会議長経由）

会派名

代表者名

印

政務活動費交付変更申請書

草津市議会政務活動費の交付に関する規則第2条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 異動内容

異動年月日

区 分	新	旧	異動年月日
会 派 の 名 称			
代 表 者 名			
経 理 責 任 者 名			
所 属 議 員 数			
交 付 申 請 額	(年度分)	円	円

2 所属議員名(新)

様式第3号（第2条第2項関係）

年 月 日

草津市長

様

（草津市議会議長経由）

会派名

代表者名

印

会派解散届

草津市議会政務活動費の交付に関する規則第2条第2項の規定に基づき、下記のとおり届けます。

記

1 解散会派の名称

2 会派の解散年月日

様式第4号（第3条関係）

番 号
年 月 日

会派代表者 様

草津市長名

政務活動費交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった政務活動費の交付について下記のとおり決定したので、草津市議会政務活動費の交付に関する規則第3条の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

年度政務活動費交付決定額（年額） 円

様式第5号（第4条関係）

年 月 日

草津市長

様

（草津市議会議長経由）

会派名

代表者名

印

政務活動費交付請求書

草津市議会政務活動費の交付に関する規則第4条の規定に基づき、下記のとおり政務活動費を請求します。

記

金

円

ただし 年 月分～ 年 月分